

令和4年2月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記 

令和3年(行ウ)第3号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年11月24日

判 決

5

金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

同訴訟代理人弁護士

金 沢 市 長 山 野 之 義

向 峠 仁 志

10

金沢市

被告補助参加人

同訴訟代理人弁護士

源 野 和 清

山 村 三 信

金沢市

被告補助参加人

同訴訟代理人弁護士

中 川 俊 一

柴 田 未 来

15

金沢市

被告補助参加人

同訴訟代理人弁護士

同

澤 飯 英 樹

堀 口 康 純

犬 塚 雅 文

20

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和2年5月1日か

ら支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である原告が、
5 金沢市議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下、一括して「本
件各議員」という。）が令和元年度に市から交付を受けた政務活動費につき、対
応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに相当する
金員を市に対して不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠
10 っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対
し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和2年5月1
日（令和元年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済
みまで民事法定利率年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求すべ
きことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

15 (1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員
の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議
20 会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並
びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めな
なければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めると
25 ころにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出
するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年金沢市条例第2号。以下「本件条例」という。甲1)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書等の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。(以下省略)

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付

を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

別表（第8条関係）

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
1 1 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち，1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で，当該会派等において支出するもの
1 2 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

5 (研修費（2項），広報費（3項），広聴費（4項），要請・陳情活動費（5項），会議費（6項），資料作成費（7項），資料購入費（8項），人件費（9項）及び事務所費（10項）は省略）

備考

10 1 この表において「会派等」とは，金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。

2 政務活動費を充てることができない経費は，次のとおりとする。

(1) 政党の活動に係る経費

15 ((2)～(9)は省略)

(3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き

金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「本件手引き」という。甲5）

は、金沢市議会が平成25年4月に作成し、平成29年4月に改訂したものであり、その定めは別紙1「金沢市議会政務活動費運用の手引き」のとおりである（本件手引きの目次記載第4章1(1)ないし(10)、同章2、第5章附属様式3～8及び第6章は省略）。

5 3 前提事実（争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠（特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、金沢市の住民である。

10 イ 被告は、金沢市の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも令和元年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下、別表番号1の源野和清議員（被告補助参加人源野和清）を「源野議員」、同番号2の中川俊一議員（被告補助参加人中川俊一）を「中川議員」、同番号3の澤飯英樹議員（被告補助参加人澤飯英樹）を「澤飯議員」という。）。

15

(2) 政務活動費の交付

被告は、令和元年度分の政務活動費として、本件各議員に対し、各192万円を交付した（甲2ないし4）。

(3) 政務活動費の支出

20 本件各議員は、令和元年度中に、別紙2ないし4における「支払年月」の年月日において、「活動（使途）内容」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付された政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、別紙2ないし4の「⑪会派共用費」及び「⑫共通経費」欄記載のとおりである（甲9ないし11）。

25

本件各議員は、本件条例10条及び本件手引きに基づき、令和2年4月30日までに、金沢市議会議長（以下、単に「議長」という。）に対し、令和元

年度の政務活動費に係る収支報告書、政務活動費出納簿及び領収書等の支出に係る事実を証する書類の写しを提出した（甲2ないし4、9ないし17）。

(4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和3年3月23日、本件各議員が令和元年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、金沢市監査委員は、同年5月20日付けで、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲8）。

原告は、令和3年6月18日、本件訴えを提起した。

(5) 収支報告書の訂正

ア 中川議員は、令和3年4月22日、議長に対し、当初の収支報告書記載の共通経費支出に誤りがあったとして、インターネットプロバイダ契約料（別紙2領収書番号35、43、69、84、96、111、119-2、144、164、181、205、221）に係る支出の用途基準項目を共通経費から事務所費に訂正する旨報告した（乙1）。

イ 源野議員は、令和3年9月22日、議長に対し、当初の収支報告書記載の会派共用費清算払戻額に誤りがあったとして、払戻額（別紙2領収書番号148の1行下）を4万9969円から9万1949円に訂正するとともに、会派共用費支出に誤りがあったとして、政務活動費出納簿に計上がなかった令和元年10月ないし令和2年3月分の会派共用費不足分4万4980円を支出として計上するよう訂正する旨報告した（丙A1）。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等（争点2）

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）

(原告の主張)

本件各支出に対応する別紙2ないし4の「⑪会派共用費」及び「⑫共通経費」欄記載の金額は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

5 ア 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書類を提出していないこと

10 地方自治法100条14項は、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定しており、本件条例は、同法の規定を受けて、政務活動費を本件条例8条2項別表（以下「本件条例別表」という。）に定める政務活動に要する経費（以下「条例所定経費」という。）に充てることができると規定する。

そして、本件条例10条1項は、政務活動費の支出に当たり、議員が議長に対し、条例所定経費の支出であることを証する書類の提出を求めている。

15 しかし、本件各議員は、議長に対し、上記書類を提出していないから、本件各支出は条例所定経費とは認められず、政務活動費を充てることができない。

イ 本件各議員の会派共用費について

(ア) 本件各議員がした会派共用費の概算払が許されないこと

20 本件各議員は、別紙2ないし4の「活動（使途）内容」欄に「会派共用費 4月分」「会派共用費概算払分」「金沢保守議員会 会派共用費」等と記載する項目のとおり、それぞれ会派共用費について概算払をし、「⑪会派共用費」欄記載の金額の政務活動費を充当した。

25 しかし、本件条例別表では、会派共用費を概算払することができることは定められていないから、別紙2ないし4記載の会派共用費は、いずれも条例所定経費とは認められず、政務活動費を充てることができない。

(イ) 源野議員がした会派共用費の清算払戻しが許されないこと

源野議員は、会派共用費清算払戻額9万1949円を収入として計上した。また、令和元年10月ないし令和2年3月分の会派共用費不足分4万4980円を支出として計上し、これに政務活動費を充当した。

しかし、会派共用費の清算払戻しは、市が交付した政務活動費ではないから、政務活動費出納簿に収入として計上することは認められない。また、会派共用費不足分は、本件条例別表所定の会派共用費の内容として規定されている経費ではないから、条例所定経費とは認められず、政務活動費を充てることができない。

(ウ) なお、憲法94条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定するから、条例所定経費の解釈に当たり、条例ではない本件手引きの記載を参酌することは、許されない。

ウ 本件各議員の共通経費について

(ア) 本件各議員が充当した共通経費が条例所定経費に該当しないこと

本件各議員は、別紙2ないし4記載のとおり、携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料につき、「⑫共通経費」欄記載の金額の政務活動費を充当した。

しかし、本件条例別表において、共通経費は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と定められているところ、携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料を共通経費とする旨は定められていない。また、本件手引きが共通経費として例示する「携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料」等は、議会の議員としての活動ではない、私人としての活動のための経費であるから、条例所定経費に該当しない。

したがって、別紙2ないし4記載の共通経費は、いずれも条例所定経

費とは認められず、政務活動費を充てることができない。なお、前記イ(ウ)同様、条例所定経費の解釈に当たり、条例ではない本件手引きの記載を参酌することは、許されない。

(イ) 中川議員がした収支報告書の訂正が許されないこと

前記前提事実(5)のとおり、中川議員は、令和3年4月22日、当初の収支報告書記載のインターネットプロバイダ契約料に係る支出の項目を共通経費から事務所費に訂正した。

しかし、本件条例10条2項は、議員が議長に対して毎年4月30日までに前年度の交付に係る政務活動費に関する収支報告書等を提出すべきことを規定するから、令和元年度の交付に係る政務活動費について、本件各議員が令和2年4月30日より後に収支報告書の記載内容を変更することは、許されない。

したがって、上記訂正により、中川議員に不当利得があることは否定されない。

(被告の主張)

ア 地方自治法242条の2第1項4号の「怠る事実」の主張立証責任

住民訴訟において、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求をするためには、一般的、外形的事実(以下、単に「外形的事実」という。)としての違法な「怠る事実」の存在を原告側で主張立証することを要する。

原告は、本件各議員が政務活動費を充当した本件各支出につき、本件条例別表に定める用途基準に適合しないことを理由に不当利得返還請求をすべきことを請求しているのであるから、本件各支出が用途基準に適合しないことを主張立証する必要がある。

イ 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書類を提出していないとの原告の主張について

本件条例10条1項における「その他の当該支出に係る事実を証する書

類の写し」とは、領収書に準ずる書類又は支払をした事実が分かる書類を意味する。原告が主張するように、政務活動に要する経費である事実を証する書類の提出を義務付けるとすれば、政治資金規正法11条1項のように「当該支出の目的（中略）を記載した」という文言が必要となる。そして、全ての政務活動費において、政務活動の目的で支出されたことを証する書類の提出を義務付けることは事実上困難であるから、上記書類を提出する必要はない。

ウ 本件各議員の会派共用費について

原告の主張は争う。本件手引きは、平成20年に策定された「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基礎に、平成24年の地方自治法の一部改正や、有識者の意見も反映させ、数度の改訂を経て策定されたものであり、政務活動費の支出の範囲についての本件手引きの定めは、これまでの解釈及び裁判例の蓄積によるものであって、合理性が認められる。したがって、条例所定経費の解釈に当たり、条例ではない本件手引きの記載を参酌することは許されないものではない。

エ 本件各議員の共通経費について

原告の主張は争う。条例所定経費の解釈に当たり、条例ではない本件手引きの記載を参酌することは許されないものではない。また、提出期限後であっても、中川議員による収支報告書の支出の訂正は可能である。

(補助参加人らの主張)

本件各議員の会派共用費及び共通経費に関する原告の主張は争う。被告の主張するとおり、本件手引きには合理性が認められるところ、本件各議員の政務活動費の支出は、いずれも本件手引きに基づき処理されており、このような処理に違法はない。

(2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等（争点2）

(原告の主張)

市は、政務活動費を前金払で支出したから、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務である。そして、令和元年度政務活動費の精算期限である令和2年4月30日までに同会計年度の政務活動費は確定したから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

したがって、本件各議員は、民法704条の不当利得として、令和2年5月1日からの遅延損害金の支払義務がある。

(被告の主張)

政務活動費の支出が違法である場合に、各議員が負う不当利得返還義務は期限の定めのない債務である。したがって、政務活動費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金の支払義務を負わない。また、本件各議員が民法704条の悪意の受益者であるとの主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件各支出は政務活動費を充てることができないものか) について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み

ア 地方自治法100条14項は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化した趣旨によるものであると解される。同項が政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、その詳細に関する事項は、条例で定めるものとして、具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定

めるものである（1条）。本件条例8条、13条及び本件条例別表の規定によれば、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、市に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費等の項目のそれぞれについて、許容される用途内容をやや抽象的に規定するところ、前記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合等には、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

ウ ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならない。もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な用途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、用途について知悉し、資料も所持していることが通常であり、このことを踏まえて、地方自治法100条15項及び同項を受けた本件条例10条1項は、政務活動費の交付を受けた議員等に対し、収支報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出等を義務付けている。

このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであるこ

とが事実上推認されるというべきである。原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解される。そして、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

(2) 本件手引きについて

ア 金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、金沢市議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件手引きは、その内容が地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記(1)イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参酌されるものであると解される。

ここで、本件手引きは、本件条例別表備考2において規定された政務活動費を充てることができない経費の具体的事例を挙げるほか(第3章)、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載(例えば、領収書には、日付(領収日)、宛名(議員名)、金額、但書等の記載が必要であること)が存するところ(第5章1項(1))、これらの記載を含め、本件手引き中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件手引きの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるものといえる。

イ これに対し、原告は、本件手引きは条例ではないから、条例所定経費の解釈に当たり、これを参酌することはできない旨主張する。

しかしながら、本件手引きは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、本件条例を具体化しその細目を定めるものであることについては、前記アで説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件手引きを参酌することは、地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえないから、原告の上記主張は採用できない。

(3) 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書類を提出していないとの原告の主張について

ア 原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないことの理由として、本件各議員は、議長に対し、本件各支出を裏付ける書類として、本件各支出が条例所定経費であることを裏付ける書類を提出していない旨主張する。

イ そこで検討するに、本件条例10条1項によれば、議員は、収支報告書に、「政務活動費に係る(中略)領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」を添付して、議長に提出しなければならないところ、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費であることを裏付ける事実、すなわち、当該支出に係る政務活動の事実を証する書類の写しの提出を求めているものとは解されない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件手引きの内容を参酌できることは前記(2)のとおりであるところ、本件手引きにも、議員において当該支出が条例所定経費であることを裏付ける事実、すなわち、当該支出に係る政務活動の事実を証する書類を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。他方、本件手引きには、計上する支出の内容に応じ、所定の附属様式、例えば、当該政務活動の「活動内容」を記載した政務活動費出

納簿や、「視察等行程」、「視察（訪問）先」、「調査等項目」、「調査等概要」を記載した海外・県外等政務活動報告書等を整備して、収支報告書等に添付しなければならない旨定めているところ（第5章1項(4)、附属様式1及び2）、これらの報告によっても、当該支出と政務活動との関連性を一定程度確認することは可能である。

ウ したがって、本件各議員において、本件各支出が条例所定経費であることを裏付ける書類を提出しないことをもって、直ちに、前記(1)ウ①又は②の外形的事実が主張立証されたということとはできず、本件各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないから、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(4) 本件各議員の会派共用費について

ア 本件各議員がした会派共用費の概算払が許されないとの原告の主張について

(ア) 原告は、本件条例別表では、会派共用費を概算払することができることは定められていないから、会派共用費の概算払に係る支出は、条例所定経費とは認められない旨主張する。

(イ) そこで検討するに、本件手引きには、会派共用費の例として、①事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等が挙げられ、②会派共用費の限度額は議員一人につき年間60万円とし、③会派共用費は議員から会派に四半期ごとに概算払することができ、第4四半期に議員個人の支出額を精算することとして、その際に、会派の会計担当から議員宛に交付される精算書の写しに、会派経費の総額が分かる領収書の写しを添付して提出すること、④会派等の場合は、代表議員1名に領収書の写しを添付し、その他の議員は、精算書に「領収書の写しは〇〇議員の会派共用費の精算書に添付済み」と記載する必要があることが記載されている（第4章1項(1)、第5章1項(1)）。

ここで、本件条例は、会派共用費について、本件条例別表のとおり規定するところ、本件手引きに会派共用費の例として挙げられている事務機器の購入費等は、いずれも、本件条例別表の定めるとおり、議員の所属する会派等において共同で使用する物件又は共同で行う事業に要する経費に該当し得るものであり、これらに係る経費は、政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。そして、これらの費用につき、その支出の都度、当該議員らからその按分額に応じた支払を受けたり、一定額の支払を受けた後に個々の支出ごとに精算したりすることは、極めて煩瑣であって事実上困難であるし、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を来し、地方自治法及び本件条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねない。

また、本件条例10条1項が、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付し」なければならないと定める趣旨は、支出の事実を裏付ける書類の提出を求めることにより、政務活動費の用途の透明性を確保することにあると解される。ところ、本件手引きに記載された方法によっても、議長は、当該会派の代表議員が提出する領収書の写しをもって、会派共用費として会派に所属する議員から支出された会派共用費の用途を確認・調査することができるから、同条の趣旨に反するものではないと解される。

これらの事情を考慮すると、上記の本件手引きの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

(ウ) 以上検討したところによれば、本件各議員が、本件手引きの記載に基づき、会派共用費の概算払額を支出として計上したことをもって、直ちに、前記(1)ウ①又は②の外形的事実が主張立証されたということはでき

ず、会派共用費に係る支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

イ 源野議員がした会派共用費の清算払戻しが許されないとの原告の主張について

(ア) 源野議員は、会派共用費の清算払戻額を収入として計上し、会派共用費不足分を支出として計上したところ、原告は、会派共用費の清算払戻額を収入とし、会派共用費不足分を支出とすることはできない旨主張する。

(イ) しかしながら、会派共用費の清算払戻しとは、源野議員がその所属する会派等に対して概算払した金額から、会派等において要する経費の議員一人当たりの実支払分を控除した残額が、会派から源野議員に返納されたものであると認められる。また、会派共用費不足分の支出は、源野議員がその所属する会派等に対して概算払した金額と、会派等において要する経費の議員一人当たりの実支払分との差額の不足分について、源野議員が会派に対し追加で支出したものであると認められる。

このように、源野議員が、会派からの返納額を収入として計上し、会派共用費不足分を支出として計上したことは、四半期ごとの概算払と第4四半期での一括清算を定めることで会派共用費の支払と清算を簡便にし、時宜に応じた的確な政務活動の実施を図る本件手引きの趣旨に沿うものといえる。そして、本件手引きが、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるべきものであることは、前述のとおりである。

(ウ) したがって、上記支出につき、前記(1)ウ①又は②の外形的事実が主張立証されたということとはできず、上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないから、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(5) 本件各議員の共通経費について

ア 本件各議員が充当した共通経費が条例所定経費に該当しないとの原告の主張について

(ア) 原告は、本件条例別表において携帯電話の利用料金等を共通経費とする旨は定められていない旨及び本件手引きが共通経費として例示する携帯電話利用料金等は、議会の議員としての活動ではない、私人としての活動のための経費であるから、条例所定経費に該当しないものである旨主張する。

(イ) そこで検討するに、本件手引きには、共通経費の例として、①携帯電話及びタブレット端末の利用料金、②自動車の燃料費、③自動車のリース料、④コピー機のリース料が挙げられ、本件手引き記載の経費以外に共通経費を計上することはできないとされ、さらに、その充当割合及び充当限度額について、いずれも1台分に限るものとして、上記①ないし③は各2分の1（充当限度額は、①につき月額1万5000円、②につき同2万円、③につき同3万円）、上記④はコピー機を設置する事務所の形態に応じ2分の1又は3分の1（充当限度額は月額1万円）とすることが記載されている（第4章1項(12)）。

ここで、携帯電話及びタブレット端末は政務活動に関する連絡手段や情報収集手段として、自動車は政務活動のための移動手段として、コピー機は政務活動に関する資料等の作成や収集手段として、いずれも議員の政務活動の用に供され得るものであり、これらに係る上記経費は、いずれも政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。そして、これらの経費は個々の政務活動ごとに生じるものではなく、通常、一定期間の利用に対する対価又は経費という形で生ずるものであって、個々の政務活動との直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるし、仮に、これらの利用時間や利用割合等に応じた対応関係を想定で

きるとしても、これを逐一明らかにすることは、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を来し、地方自治法及び本件条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねない。これらの点を考慮すると、上記経費は、本件条例別表所定の「共通経費」として位置付けることがふさわしい経費であるといえる。

また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために上記携帯電話、タブレット端末、自動車及びコピー機を使用することも想定される。本件手引きは、議員がこれらの携帯電話等を使用する事務のうち、一般的に政務活動に関連性を有するものの割合及びそれに要する金額として上記の割合及び充当限度額を定めたものであり、上記の本件手引きの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

(ウ) 以上によれば、本件各議員の共通経費が携帯電話の利用料金等に係る支出であることをもって、直ちに、議会の議員としての活動ではない私人としての活動のための経費であるとはいえず、前記(1)ウ①又は②の外形的事実が主張立証されたということとはできないから、その支出が条例所定経費に該当しないものであるとは認められない。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

イ 中川議員がした収支報告書の提出期限後の支出の訂正が許されないとの原告の主張について

(ア) 中川議員は、令和3年4月に当初の収支報告書記載の内容を訂正した(前提事実(5))ところ、原告は、令和2年4月30日より後に収支報告書の記載内容を変更することは許されない旨主張する。

(イ) そこで検討するに、本件条例10条2項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出し

た収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの被告による判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようにすることにあるものと解される。そして、同項の上記趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかし、本件条例には、提出期限後に収支報告書を訂正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。

(ウ) 以上によれば、収支報告書の記載内容の訂正があった場合には、それが提出期限後のものであったときでも、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、収支報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当である。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(6) 小括

以上のとおり、本件各支出に関し、原告において前記(1)ウ①又は②の外形的事実の立証がされているとは認められず、本件各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

したがって、本件各支出に政務活動費を充てることが違法であるとは認められないから、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているとは認められない。

原告がその他に主張する点は、いずれも上記判断を左右しない(当裁判所は、本件各議員が証拠申出をした各陳述書(丙A2, 丙B1及び丙C1)が、

争点との関係で取調べの必要がないと認めたので、上記証拠申出を却下した
ものである。)

2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はい
ずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官

吉川 健治 

裁判官

佐野 尚也 

裁判官

大畑 勇馬 

(別表)

番号	議員氏名	違法支出額合計	対応する別紙番号
1	源野和清 (被告補助参加人)	80万5709円	2
2	中川俊一 (被告補助参加人)	62万1977円	3
3	澤飯英樹 (被告補助参加人)	60万6204円	4

別紙 /

金沢市議会政務活動費 運用の手引き

平成 29 年 4 月改訂
金沢市議会

はじめに

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的が拡大され、名称も「政務活動費」と改められました。議員には従来にも増して調査研究等を進め、議員活動の活性化を図り、議会の機能を充実・強化させることが期待されています。同時に、政務活動費は市民の税金による交付金であることから、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、さらに求められています。

金沢市議会では、地方自治法の一部改正を受け、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。

条例の改正においては、使途の透明性の確保に留意しながら、法の定めにより、規則で規定していた政務調査費の使途基準を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として条例で規定することになりました。また、本市では規則別表で規定していた「政務調査費を充てることのできない経費」も、条例別表で「政務活動費を充てることのできない経費」として規定し直しております。

今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかつたため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。

この手引きは、議会内で取扱いの基本指針を示すとして活用されてきた「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成されており、具体的な例示を含む「運用の手引き」の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

議員各位には、この手引きを判断基準として活用していただき、適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な市民ニーズに即した政務活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っています。

平成25年4月

金沢市議会

目 次

第1章 政務活動費の概要	1
1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）	1
2 政務活動費の性質	2
3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	2
第2章 政務活動費の基本的な運用指針	3
1 政務活動費執行にあたっての原則	3
・ 3親等以内の親族の範囲	4
2 実費弁償の原則	5
3 領収書の添付	5
4 按分の取り扱い	5
第3章 政務活動費を充てることができない経費	6
1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例	6
(1) 政党の活動に係る経費	6
(2) 慶弔費その他の交際費的経費	6
(3) 選挙活動に係る経費	7
(4) 後援会活動に係る経費	7
(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	7
(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費	7
(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	8
(8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費	8
(9) 用途不明の支出に係る経費	8
第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲	9
1 政務活動費を充てることができる経費の具体的事例	9
(1) 調査研究費	9
(2) 研修費	10
(3) 広報費	11
(4) 広聴費	11
(5) 要請・陳情活動費	12
(6) 会議費	12
(7) 資料作成費	13
(8) 資料購入費	13

(9) 人件費	13
(10) 事務所費	14
(11) 会派共用費	15
(12) 共通経費	15
2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針	16
(1) 年会費・参加費等	16
(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用	16
(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費	16
(4) 事務所費	17
① 事務所の要件	17
② 事務所経費の按分方針	17
③ 事務所経費への充当限度額	18
④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する 際の基準例	18
(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料	19
① 備品の購入又は賃借	19
② 備品購入費や賃借料の按分	19
③ 購入備品の処分	20
(6) 海外・県外での政務活動に係る政務活動費	20
① 必要性・合理性の検討	20
② 議長への海外旅行届	20
③ 報告書の作成	20
④ 議員が共同で行う調査活動	21
⑤ 海外における政務活動費	21
(7) タクシー料金	21
第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について	22
1 政務活動費の支出を証する書類	22
(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理	22
(2) 領収書等への補記が必要な支出	26
(3) 附属資料の添付が必要な支出	27
(4) 附属様式の整備	28
(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理	28
(6) 未払金の支出を証する書類の提出	28

2	政務活動費出納簿の作成	29
3	収支報告書の提出及び措置	29
4	収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存	29
5	収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開	29
6	領収書等の原本の保管	29
7	その他	29

附属様式 1	政務活動費出納簿	30
附属様式 2	海外・県外等政務活動報告書	33
附属様式 3	市政報告会等開催報告書	34
附属様式 4	広報紙等作成報告書	36
附属様式 5	職員雇用台帳	38
附属様式 6	業務日誌	39
附属様式 7	政務活動事務所届	40
附属様式 8	備品台帳	41

第 6 章	関係条例・規則	42
・	金沢市議会政務活動費の交付に関する条例	42
・	金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	46
様式第 1 号 (第 2 条関係)	政務活動費交付申請書	47
様式第 2 号 (第 3 条関係)	政務活動費交付決定通知書	48
様式第 3 号 (第 4 条関係)	政務活動費交付請求書	49
様式第 4 号 (第 5 条関係)	政務活動費収支報告書	50
様式第 4 号 (第 5 条関係)	政務活動費収支報告書 別紙	51

第1章 政務活動費の概要

1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）

〔地方自治法〕

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中において、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、政務調査費交付制度（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

この後、平成24年法律第72号の地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）により政務調査費交付制度は政務活動費交付制度（第100条第14項乃至第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加され、「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。名称も「政務調査費」から「政務活動費」となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

〔金沢市議会〕

本市では、平成12年の地方自治法の改正の規定を受けて、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例が制定されました（平成13年3月23日公布、平成13年4月1日施行）。この条例では、政務調査費の交付対象は会派でした。

その後、平成20年6月には、政務調査費のさらなる透明化を図るため収支報告書に領収書の添付を義務づけ、交付対象も会派から議員に変更するため金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行いました。また同時に、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「金沢市議会政務調査費運用の手引き」が政務調査費改革検討会において検討され、代表者会議において了承された後、同年7月から運用されました。政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、そうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと本市議会では考えました。

平成24年の地方自治法の一部改正により、金沢市議会では、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。同時に、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に、「金沢市議会政務活動費運用の手引き」を定めることとしました。

2 政務活動費の性質

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議会議員（以下「議員」という。）の「市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの」です。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動を充てることができる経費の範囲において使用しなければならず、政務活動以外の経費に使用することは認められていません。

金沢市議会では、政務活動を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしています。（条例第8条）

また、政務活動費を充てることができない経費については、条例別表の備考2で示しております。

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。なお、条例、規則の詳細は第6章を参照して下さい。

- 地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- 金沢市議会政務活動費運用の手引き

第2章 政務活動費の基本的な運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

ア 政務活動が、市行政と関連性を有していること。

政務活動費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、活動が市政と関連性を有することが前提です。

イ 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。

政務活動の目的との関係において、政務活動費としての支出が合理性、必要性を欠くものであってはいけません。

政務活動に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務活動費として適切ではありません。

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

エ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

金沢市議会における政務活動費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

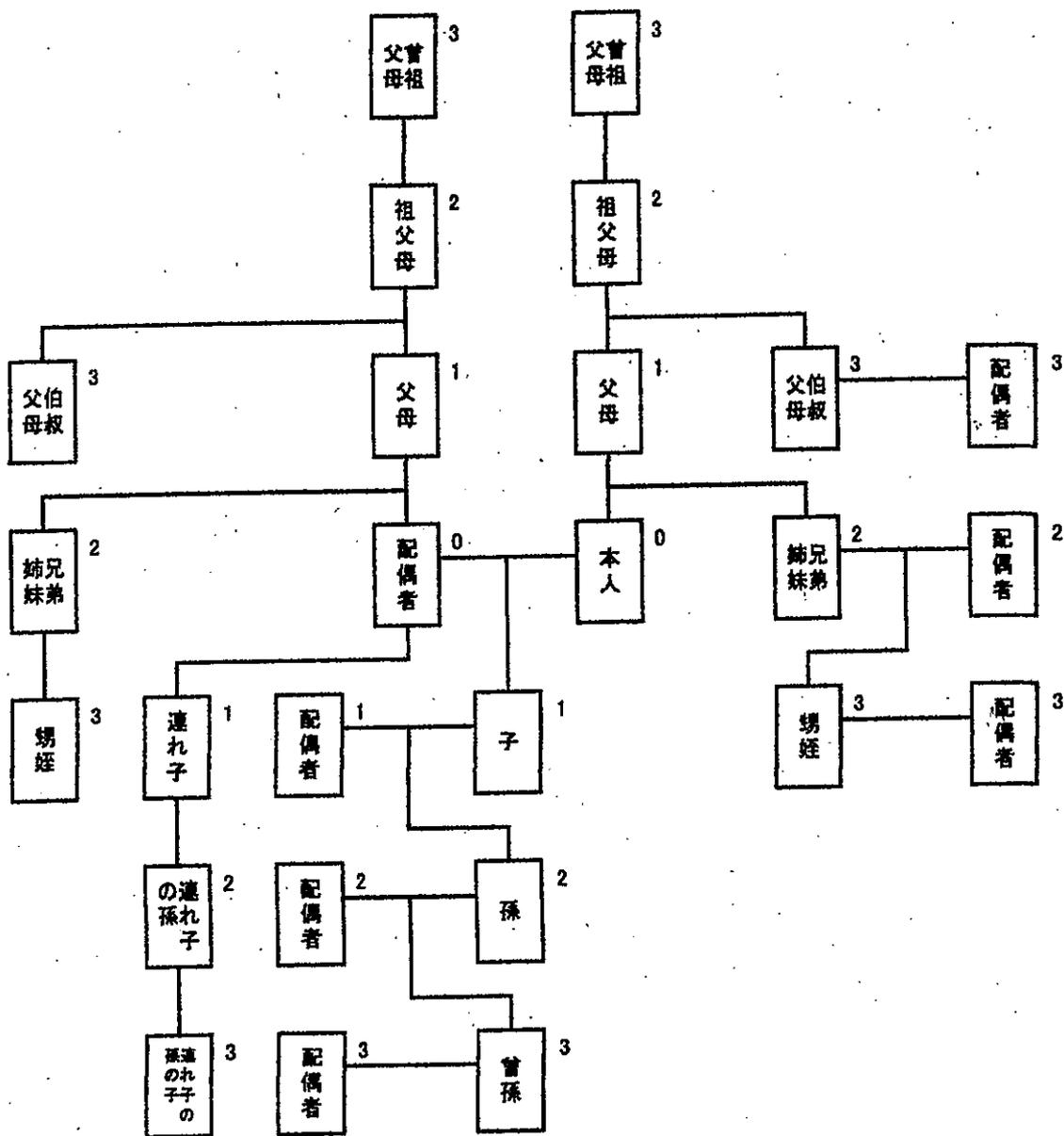
議員との関係で、「3親等以内の親族及び同居人」に対し、政務活動費を支出することはできません。また、「議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人」へ対しても支出できません。

◇政務活動費の支出先

	区 分	支出の可否	
個人	議員と3親等以内の親族及び同居人	×	
	上記以外	○	
法人	代表者が	議員本人	×
		議員と3親等以内の親族及び同居人	×
		上記以外	○

○：可、×：不可

3親等以内の親族の範囲



民法 (抜粋)

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

2 実費弁償の原則

政務活動費は、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではありません。

3 領収書の添付

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された公金です。公金の支出に関しては透明性が求められており、一定の目的のために交付される政務活動費の支出には、目的に合った正当な使用と実費以上に支出が無いことの証拠書類が必要です。

このため、収支報告書への領収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領収証の写しを添付することとします。

4 按分の取り扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、費用弁償が支給される議会活動、選挙活動、政党活動、私人としての活動など様々な面をもっています。一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もあると考えられます。

このため、当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適當であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとします。

第3章 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費を充てることができない経費は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表 備考2」で示されています。

(条例別表) 備考

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
- (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
- (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
- (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)・其他法令等の制限に抵触する経費
- (9) 使途不明の支出に係る経費

1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例

(1) 政党の活動に係る経費

(例)

- ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。)
- ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等

(2) 慶弔費その他の交際費的経費

(例)

- ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)
- ・各種団体への寄付金、支援金等
- ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費

(3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用
- ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用
- ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所
での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

※ 政務活動費を充てることができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、政務活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務活動費の対象経費とすることができます。

（→ 第4章 2（3）参照）

(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。）
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複

(8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

(9) 使途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出については、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができます。

別表には例示がないため、何に充当できるか、その例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にします。

※ ここに記載した例示は、充当できる経費の全てを網羅したものではありません。

1 政務活動費を充てることができる経費の具体的事例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表（第8条関係）における各項目の具体的な例は以下のとおりです。

(1) 調査研究費

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
	(主な例) 資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入館料 ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・タクシー料金(利用区間、利用目的を領収書等に明記) ・駐車料金(利用目的等を明記) ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。 ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記) ・海外旅費 ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代 ・機材借上費(プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等) ・研究会への参加費、出席者負担金 ・研究会に伴う懇談会に係る会費 <p>※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。</p>

(11) 会派共用費

11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
	(例) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等
	※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。 ※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

(12) 共通経費

12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費
	(例) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。(維持管理費を含む)・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。
	※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について

1 政務活動費の支出を証する書類

(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理

政務活動費の支出を証明する書類として、領収書が必要です。このため、政務活動費の支出をしたときは、相手方から領収書を徴して下さい。

しかし、政務活動に伴う支払い行為は、市井における経済的な取引活動でもあり、商習慣等から領収書を徴することが難しい場合があります。このため、領収書に代わり支出を証明することが出来る証票類も、領収書として取り扱うこととします。即ち、支払いが確実に行われたことを証することができる銀行等の振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシート（＝レジスターで金額などが印字された紙片）などと、その支払い対象となったものが判別できる書類をもって領収書とみなします。

また、自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。ただし、施設の入場料等にあつては入場券等の半券の写しを添付するものとします。

領収書は政務活動における支出の証拠となるほか、政務活動の内容を説明する書類としても重要です。政務活動の内容は、原則として領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することによって説明します。出納簿の活動内容欄は必要最低限の簡潔な表現とし、領収書等で説明できるようにします。

領収書等は次のチェック要領に基づいて点検、確認して下さい。

[領収書等のチェック要領]

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 ※ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 ※あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可
3	発 行 者	記名押印がされていること。 ※機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 ※お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可

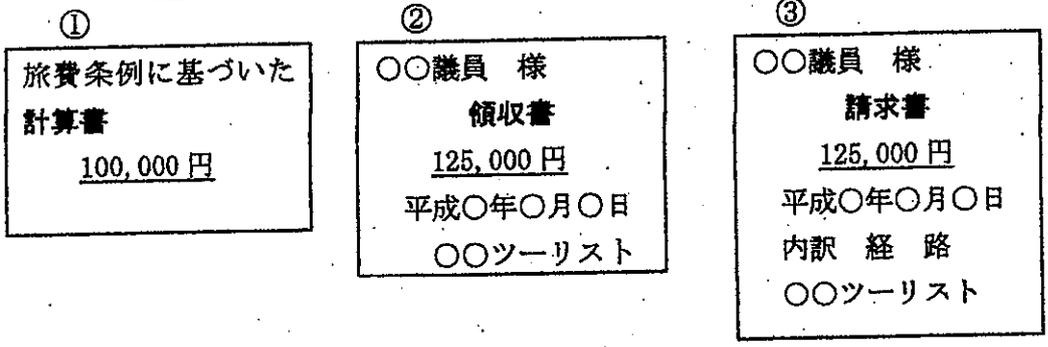
6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 ※記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し（クレジットカードの明細の写し）	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

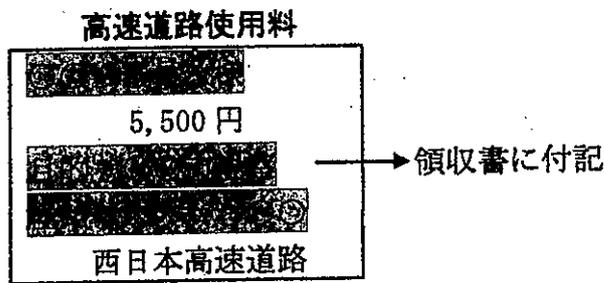
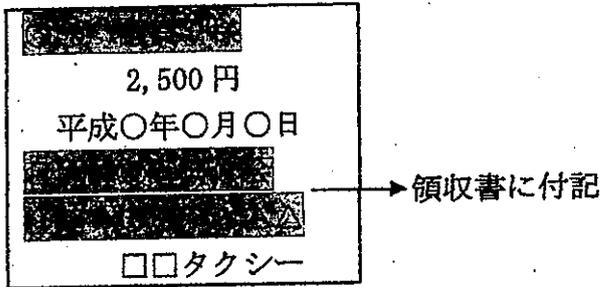
※1 自動券売機で切符を購入した場合は、領収書に代えて、金額、目的、経路を政務活動費出納簿の活動内容欄又は県外政務活動報告書の中に記載すること。また施設への入場等は、入場の目的と市政との関連を説明した書類を添付し、入場券等の半券にあて名を補記した上で、この写しを添付すること。

高速バス利用料 1,130円 目的 ○市視察 経路 △△～○

※2 調査研究費のうち、調査視察にかかる支出においては、①と②を提出していただくが、旅費条例に基づいた金額を上限とすること。また、旅費総額を記載した領収書では内容が十分に把握できないので、③もあわせて添付すること。



※3 領収書の具体例
タクシーの領収書



※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、
 をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することと
 します。その際、
 を添付し提出すること。

(会派→議員)

領 収 書	
〇〇議員 様	150,000 円
会派共用費の概算払分	
50,000 円 × 3 月	
平成〇年〇月〇日	
会派名 会計担当者 ㊦	

会派で四半期ごとに
 議員が会派に概算払をして
 ください。
 金額は年間60万円の範囲で
 決めてください。

(会派→議員) (1年に1回の精算とします)

精 算 書	
	返納額 追加請求額
〇〇議員 様	100,000 円
会派共用費	
概算払分	600,000 円
実支払分	500,000 円
	(1,500,000 円 × 1 / 3) ←
平成〇年〇月〇日	
会派名 会計担当者 ㊦	

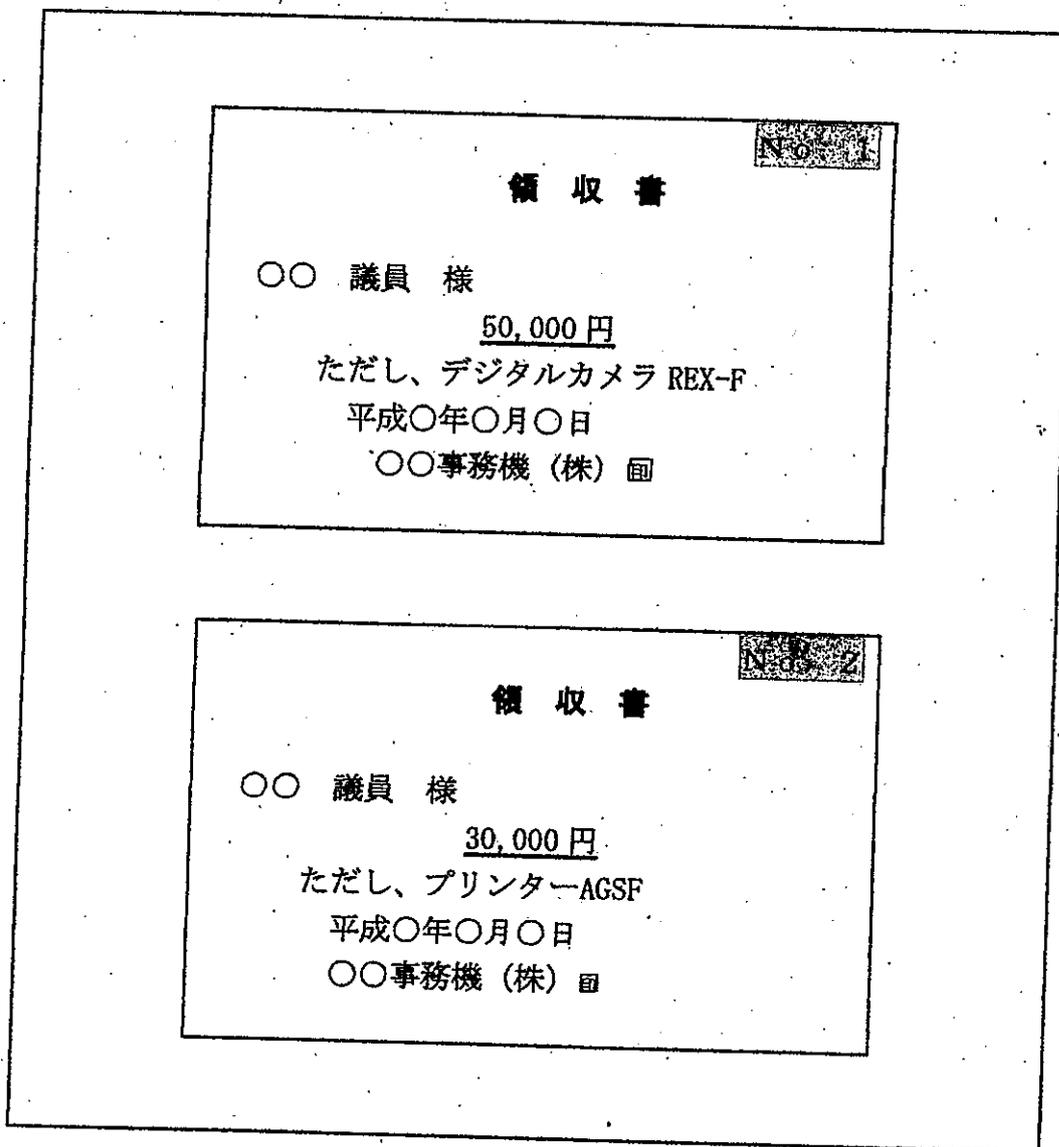
会派構成員で按分

領 収 書	領 収 書
会派名 様 90,000 円	会派名 様 50,000 円
複写機借上料	ファックス借上料
平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
〇〇産業株式会社 ㊦	〇〇産業株式会社 ㊦

なお、会派等の場合は、代表議員1人に領収書の写しを添付し、その他の議員は、
 「領収書の写しは〇〇議員の会派共用費の精算書に添付済み」と精算書に記載してくだ
 さい。

※5 領収書のコピーの作成方法

領収書をA4のコピー用紙で複写して、提出してください。ただし、領収書は~~領収書~~を領収書原本の右肩に記載して、重ならないように複写してください。



(2) 領収書等への補記が必要な支出

宛名欄がないレシートには、宛名を補記するものとします。

また、政務活動の内容等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出の領収書等については、同表の右欄に定める事項を補記するものとします。

支出の区分	補記の内容
タクシー料金	・利用区間 ・利用目的
高速道路及び有料道路の通行料金	・利用区間 ・利用目的
駐車料金	・利用目的

新聞購読料（日付欄のない定期購読の領収書の場合に限る。）	・支払月日
郵便料金	・送付物の内容

(3) 附属資料の添付が必要な支出

政務活動の内容、支出の事実等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出については、同表の右欄に定める附属資料を添付するものとします。

支出の区分	添付する附属資料
クレジットカードによる支出	・クレジットカード利用明細の写し ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
口座振替による支出	・支払対象の内容の分かる証票や書類 （電気・ガス・上下水道の料金及び定期購読の新聞購読料にあつては、年度当初に限り請求書（翌月以降は添付不要）） ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
支出額が1万円以上の支出	・明細の分かる資料
視察に関する支出	・旅費の明細が分かる請求書等 ・海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）
市政報告会等の開催に要する費用	・開催日、開催場所、会の次第の分かる資料 ・市政報告会等開催報告書（附属様式3）
ホームページの作成、維持管理等に関する支出	・トップページの画面を印刷したもの
書籍購入費（領収書等に書籍名の記載がない場合に限る。）	・表紙の写し又は書籍スリップ
印刷製本費	・成果物 ・明細の分かる資料 ・広報紙等作成報告書（附属様式4。広報紙等の印刷製本の場合に限る。）
人件費	・職員雇用台帳（附属様式5） ・業務日誌（附属様式6）
事務所費	・政務活動事務所届（附属様式7）
備品購入費	・備品台帳（附属様式8） （前年度分のものに追加・削除したもの）
政務活動事務所の賃借料	・賃貸借契約書の写し
電話料金 （携帯電話料金を含む。）	・請求書 ・利用明細書
後納郵便の郵便料	・後納郵便物差出票の写し
リース料金	・リース契約書の写し

(4) 附属様式の整備

計上する支出の内容に応じ、次のとおり附属様式を整備し、収支報告書等に添付するものとします。なお、これらの書類は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条に規定する収支報告書（様式第4号）及びその別紙に続き、様式番号の順に添付してください。

様式番号	様式の名 称	提出が必要なとき
附属様式1	政務活動費出納簿	・必須
附属様式2	海外・県外等政務活動報告書	・海外や県外で政務活動をしたとき。 ・県内で宿泊を伴う政務活動をしたとき。
附属様式3	市政報告会等開催報告書	・広報活動のための会を開催したとき。 ・広聴活動のための会を開催したとき。
附属様式4	広報紙等作成報告書	・広報紙等を作成したとき。
附属様式5	職員雇用台帳	・職員を雇用したとき。
附属様式6	業務日誌	・職員を雇用したとき。
附属様式7	政務活動事務所届	・事務所費を計上したとき。
附属様式8	備品台帳	・備品購入後耐用年数を経過する年度まで

(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理

任意の複数の議員による視察など政務活動を共同で行う場合では、支出を効率的に行うため、代表者が費用を一括して支払うことがあります。この場合、代表者となる議員は、領収書又は領収書の内容を説明する書類に、各議員名と各議員が支払う按分後の金額と「領収書原本は〇〇議員が所持」を補記して、他の議員に領収書等の写しを渡すこととします。受け取った各議員は、渡された写しを原本として、さらにこの写しを議長に提出する領収書として提出することとします。

(6) 未払金の支出を証する書類の提出

政務活動費を充てることができる経費については、通常では原則として交付決定の日から会計年度末日の間における政務活動に対応する支出になります。

しかし、電気・ガス・水道料などは使用期間とその支払日で、口座振替やクレジット払いなどでは購入日や使用期間と支払日に大きく時間的なずれがあります。特に年度末の3月使用分や購入分では、その支払日が4月や5月となりますので、この場合は出納簿の活動内容欄に活動内容とともに「未払金」と記載し、支払い月日を空欄とします。

未払金に対応する支出を証する書類については、その写しを議長提出の収支報告書に添付する必要があります。但し、支出を証する書類の写しを添付できない場合は、公金としての政務活動費の出納閉鎖日である5月31日までに、追加書類として、議長へ提出することとします。このときは、追加提出する支出を証する書類の写しに「追加提出」と記載してください。

2 政務活動費出納簿の作成

政務活動費の支出については、領収書等を整理した後、領収書番号を付し、政務活動費出納簿（附属様式1）を作成します。

3 収支報告書の提出及び措置

収支報告書には、附属様式の写し（職員雇用台帳（附属様式5）にあつては、原本とします。）、領収書等支出を証する書類の写し、附属資料の写し等の関係書類を添付して、議長に提出します。

なお、これらの関係書類は、議会事務局で四半期ごとに内容を点検しますので、その都度指定される期日までに提出するとともに、指摘された内容に対して所要の措置を講じてください。

4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存

提出された収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類は、議長が5年間保存するものとします。

5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開

収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類は、議会事務局で個人情報や法人情報のマスキング処理を行った上で、市政情報コーナーにおいて市民に公開します。

公開に際しては、領収書の発行者の情報に限り、各議員の依頼により個人情報及び法人情報以外の情報をマスキングすることを認めます。事前に議会事務局から照会しますので、マスキング処理が必要な場合は申し出てください。

6 領収書等の原本の保管

領収書の原本、政務活動費出納簿その他の関係書類は、いつでも原本の提示ができるように各議員が5年間保管するものとします。

7 その他

政務活動費を充てることができる経費の範囲等の内容に疑義が生じた場合は、議会事務局までお尋ねください。弁護士や公認会計士に見解を聞いた上で、議員の皆さん全員にその内容を通知します。

附属様式1【政務活動費出納簿の記載例】

平成XX年度 政務活動費出納簿

平成XX年度

(単位：円)

領収番号	支払月日	活動内容	収入	経費項目										残高			
				調査研究費	研修費	広報費	広報費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費		会派共用費	共通経費	
	XX.4.5	第一・四半期交付分	480,000														480,000
1	XX.4.10	〇〇問題会議参加費						5,000									475,000
2	XX.4.10	書籍購入									3,000						472,000
3	XX.4.12	会派共用費 概算払分												80,000			392,000
4	XX.4.18	〇〇校下市政報告会 会場借上費			30,000												362,000
5	XX.4.19	同上 報告資料印刷費			40,000												322,000
6	XX.4.25	事務所賃借料(5月分) ①60,000×1/2													30,000		292,000
7	XX.5.10	事務所電話代(4月分) ①15,000×1/2													7,500		284,500
8	XX.5.11	事務所パソコン賃借料 (4月分) ①5,000×1/2													2,500		282,000
9	XX.5.12	携帯電話通話料(4月分) ①20,000×1/2														10,000	272,000
10	XX.5.20	ガソリン代 ①10,000×1/2														5,000	267,000
11	XX.5.31	行政視察旅費(〇〇市)		63,000													204,000

附属様式1【政務活動費出納簿の記載例】

平成XX年度 政務活動費出納簿

平成XX年度

(単位:円)

領収書 番号	支払月日	活動内容	収入	経費項目											残高				
				調査 研究費	研修費	広報費	広報費	広報費	業務・陳 情活動費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所 費		会派 共用費	共通 経費		
85	Y. 3. 10	「〇〇議員通信」印刷費				50,000													314,684
86	Y. 3. 15	陳情活動旅費(東京)							63,000										251,684
87	Y. 3. 28	「〇〇議員通信」郵送料			80,000														171,684
88	Y. 3. 29	携帯電話通信料(2月分) @20,000×1/2																10,000	161,684
89	Y. 3. 30	オンライン代 @10,000×1/2																5,000	156,684
合計			1,920,000	105,820	116,476	230,820		63,000	55,000	33,266	147,630	320,000	228,832	320,034	142,438				156,684

海外・県外等政務活動報告書

年度分 領収書第 番～ 番 _____ 議員

<p>視察等行程</p>	
<p>視察(訪問)先</p>	
<p>調査等項目</p>	
<p>調査等概要</p>	<p>(目的、内容、結果、所感等について記入)</p>
<p>備考</p>	

※1 記入スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※2 議員以外の同行者がいる場合は、備考欄にその旨及びその理由を記載してください。

別紙 2

議員氏名: 源 野 和 清

令和 1 年度

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 金派共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
2	31	4	17	自動車リース料 本体+消費税 4月			29,970
3	31	4	23	金派共用費 4月分		30,000	
6	1	5	16	金派共用費 5月、6月分		60,000	
7	1	5	17	自動車リース料 本体+消費税 5月			29,970
9	1	5	27	金派共用費 5月、6月分 追加分		60,000	
15	1	5	31	携帯電話使用料 4月分			5,258
16	1	6	3	自動車ガソリン代 4/10分			1,890
17	1	6	3	自動車ガソリン代 4/17分			2,218
18	1	6	3	自動車ガソリン代 4/29分			2,165
19	1	6	3	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 /5/5分			43
23	1	6	17	自動車リース料 本体+消費税 6月			29,970
24	1	7	1	携帯電話使用料 5月分			5,238
26	1	7	2	自動車ガソリン代 5/5分			2,209
27	1	7	2	自動車ガソリン代 5/13分			1,516
28	1	7	2	自動車ガソリン代 5/17分			2,170
29	1	7	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 /6/5分			43
31	1	7	9	金派共用費 7月、8月、9月分		120,000	
32	1	7	17	自動車リース料 本体+消費税 7月			29,970
36	1	7	31	携帯電話使用料 6月分			5,243
38	1	8	2	自動車ガソリン代 6/2分			1,994
39	1	8	2	自動車ガソリン代 6/15分			1,995
40	1	8	2	自動車ガソリン代 6/24分			1,197
41	1	8	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 /7/5分			43

議員氏名: 源 野 和 清

令和 1 年度

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 金派共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
45	1	9	2	携帯電話使用料 7月分			5260
47	1	9	2	自動車ガソリン代 7/7分			1293
48	1	9	2	自動車ガソリン代 7/16分			802
49	1	9	2	自動車ガソリン代 7/19分			1397
50	1	9	2	自動車ガソリン代 7/31分			1382
51	1	9	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 2/8/5分			43
54	1	9	30	携帯電話使用料 8月分			5875
55	1	10	2	自動車ガソリン代 8/10分			1474
56	1	10	2	自動車ガソリン代 8/13分			1594
57	1	10	2	自動車ガソリン代 8/18分			2007
58	1	10	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 8/5分			43
60	1	10	8	会派共用費 10月、11月、12月分		90,000	
62	1	10	17	自動車リース料 本体+消費税 8月、 9月、10月			73,876
76	1	11	5	自動車ガソリン代 9/4分			1,885
77	1	11	5	自動車ガソリン代 9/23分			1,809
78	1	11	5	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 1/10/5分			44

令和 1 年度

領収書 番号	支払年月日			活動(用途)内容	収入	Q1 会派共 用費	Q2 共通経 費
	年	月	日				
81	1	10	31	携帯電話使用料 9月分			4,546
85	1	11	18	自動車リース料 本体+消費税 11月			24,860
87	1	12	2	携帯電話使用料 10月分			4,641
88	1	12	2	自動車ガソリン代 10/2分			1,463
89	1	12	2	自動車ガソリン代 10/5分			1,288
90	1	12	2	自動車ガソリン代 10/18分			1,275
91	1	12	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R1 11/5分			44
94	1	12	17	自動車リース料 本体+消費税 12月			24,860
97	2	1	6	携帯電話使用料 11月分			4,641
98	2	1	6	自動車ガソリン代 11/4分			2,265
99	2	1	6	自動車ガソリン代 11/10分			1,933
100	2	1	6	自動車ガソリン代 11/23分			1,866
101	2	1	6	自動車ガソリン代 11/27分			2,013
102	2	1	6	自動車ガソリン代明細発行手数料 R 11/12/5分			44
107	2	1	17	自動車リース料 本体+消費税 1月			24,860
110	2	1	31	携帯電話使用料 12月分			4,644
111	2	2	3	自動車ガソリン代 12/10分			1,673
112	2	2	3	自動車ガソリン代 12/22分			2,095
113	2	2	3	自動車ガソリン代 12/24分			1,353
114	2	2	3	自動車ガソリン代 12/31分			1,803
115	2	2	3	自動車ガソリン代明細発行手数料 R 12/1/5分			44
117	2	2	17	自動車リース料 本体+消費税 2月			24,860
120	2	3	2	携帯電話使用料 1月分			4,680
122	2	3	2	自動車ガソリン代 1/13分			1,710
123	2	3	2	自動車ガソリン代 1/18分			2,409
124	2	3	2	自動車ガソリン代明細発行手数料 R 2/2/5分			44

別紙 3

議員氏名: 中 川 俊

令和元年度		支払年月			活動(用途)内容	収入	①会派共 用費	②共通経 費
領収書 番号	年	月	日					
9	31	4	7	自動車ガソリン代			1,290	
10	31	4	29	自動車ガソリン代			1,710	
11	31	4	16	会派共用費概算払分		20,000		
13	31	4	17	自動車リース代(4月分)			21,114	
15	31	4	21	自動車ガソリン代			1,235	
16	31	4	20	自動車ガソリン代			1,183	
24	31	5	5	自動車ガソリン代			1,055	
26	1	5	8	自動車ガソリン代			2,370	
28	1	5	19	自動車ガソリン代			2,060	
29	1	5	25	自動車ガソリン代			2,000	
32	1	5	7	コピー機リース料及びプリンター料(4月分)			15,280	
33	1	5	17	自動車リース代(5月分)			27,540	
34	1	5	27	KDDI携帯電話通話料(4月分)			2,650	
35	1	5	27	インターネットプロバイダ契約料(4月分)			2,153	
39	1	6	3	コピー機リース料及びプリンター料(5月分)			10,478	
41	1	6	17	自動車リース代(6月分)			27,540	
42	1	6	25	KDDI携帯電話通話料(5月分)			3,417	
43	1	6	25	インターネットプロバイダ契約料(5月分)			2,808	
48	1	6	18	自動車ガソリン代			1,825	
49	1	6	24	自動車ガソリン代			1,740	
50	1	6	29	自動車ガソリン代			925	
56	1	7	4	自動車ガソリン代			1,950	
57	1	7	11	自動車ガソリン代			2,100	
58	1	7	18	自動車ガソリン代			1,735	

令和 元 年度		支払年月			活動(使途)内容	収入	① 会派共 用費	② 共通経 費
領収書 番号	年	月	日					
60	1	7	23	自動車ガソリン代			1,750	
61	1	7	27	自動車ガソリン代			1,315	
66	1	7	3	コピー機リース料及びカウンター料(6月分)			4,634	
67	1	7	17	自動車リース代(7月分)			27,540	
68	1	7	25	KDDI携帯電話通話料(6月分)			5,155	
69	1	7	25	インターネットプロバイダ契約料(6月分)			2,808	
75	1	8	10	自動車ガソリン代			1,695	
76	1	8	4	自動車ガソリン代			2,275	
77	1	8	15	自動車ガソリン代			1,730	
78	1	8	17	自動車ガソリン代			1,915	
79	1	8	26	自動車ガソリン代			1,675	
80	1	8	5	コピー機リース料及びカウンター料(7月分)			4,857	
82	1	8	19	自動車リース代(8月分)			27,540	
83	1	8	26	KDDI携帯電話通話料(7月分)			5,559	
84	1	8	26	インターネットプロバイダ契約料(7月分)			2,808	
89	1	9	7	自動車ガソリン代			2,250	
90	1	9	19	自動車ガソリン代			2,290	
91	1	9	30	自動車ガソリン代			2,160	
93	1	9	3	コピー機リース料及びカウンター料(8月分)			4,361	
94	1	9	17	自動車リース代(9月分)			27,540	
95	1	9	25	KDDI携帯電話通話料(8月分)			6,299	
96	1	9	25	インターネットプロバイダ契約料(8月分)			2,808	
100	1	10	11	自動車ガソリン代			2,270	
101	1	10	22	自動車ガソリン代			1,500	
102	1	10	27	自動車ガソリン代			1,717	
107	1	10	3	コピー機リース料及びカウンター料(9月分)			4,326	
109	1	10	17	自動車リース代(10月分)			28,050	
110	1	10	25	KDDI携帯電話通話料(9月分)			5,718	
111	1	10	25	インターネットプロバイダ契約料(9月分)			2,808	

令和元年度				活動(使途)内容	収入	① 会派共 用費	② 共通経 費
債収票 番号	支払年月						
	年	月	日				
117	1	11	5	コピー機リース料及びカウンター料(10月分)			4,617
118	1	11	18	自動車リース代(11月分)			28,050
119-1	1	11	25	KDDI携帯電話通話料(10月分)			5,499
119-2	1	11	25	インターネットプロバイダ契約料(10月分)			2,808
124	1	11	21	会派共用費繰戻金		20,000	
128	1	11	6	自動車ガソリン代			2,100
129	1	11	19	自動車ガソリン代			1,999
130	1	11	23	自動車ガソリン代			249
131	1	11	24	自動車ガソリン代			500
132	1	11	26	自動車ガソリン代			500
133	1	11	27	自動車ガソリン代			500
141	1	12	3	コピー機リース料及びカウンター料(11月分)			4,414
142	1	12	17	自動車リース代(12月分)			28,050
143	1	12	25	KDDI携帯電話通話料(11月分)			5,796
144	1	12	25	インターネットプロバイダ契約料(11月分)			2,860
151	1	12	4	自動車ガソリン代			2,295
152	1	12	8	自動車ガソリン代			2,325
153	1	12	17	自動車ガソリン代			1,710
154	1	12	25	自動車ガソリン代			2,000
155	1	12	31	自動車ガソリン代			1,470
161	2	1	6	コピー機リース料及びカウンター料(12月分)			4,484
162	2	1	17	自動車リース代(1月分)			28,050
163	2	1	27	KDDI携帯電話通話料(12月分)			6,072
164	2	1	27	インターネットプロバイダ契約料(12月分)			2,860

令和 元 年度

領収書 番号	支払年月日			活動(用途)内容	収入	① 会派共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
188	2	1	9	自動車ガソリン代			1,690
173	2	1	21	自動車ガソリン代			2,090
174	2	1	26	自動車ガソリン代			1,475
177	2	2	3	コピー機リース料及びカウンター料(1月分)			5,721
178	2	2	17	自動車リース代(2月分)			28,050
180	2	2	25	KDDI携帯電話通話料(1月分)			6,583
181	2	2	25	インターネットプロバイダ契約料(1月分)			2,860
185	2	2	3	自動車ガソリン代			1,975
186	2	2	10	自動車ガソリン代			1,485
187	2	2	16	自動車ガソリン代			1,790
188	2	2	26	自動車ガソリン代			2,365
202	2	3	2	コピー機リース料及びカウンター料(2月分)			4,694
203	2	3	17	自動車リース代(2月分)			28,050
204	2	3	25	KDDI携帯電話通話料(2月分)			5,488
205	2	3	25	インターネットプロバイダ契約料(2月分)			2,860
208	2	3	4	自動車ガソリン代			1,995
209	2	3	18	自動車ガソリン代			2,048
211	2	3	28	自動車ガソリン代			1,685
215	2	3	31	会派共用費		3,548	
218	2			コピー機リース料及びカウンター料(3月分未払)			4,401
220	2			KDDI携帯電話通話料(3月分)			5,555
221	2			インターネットプロバイダ契約料(3月分)			2,860
						43,548	578,431

別紙 4

議員氏名: 澤 飯 英 樹

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 会派共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
6	31	4	28	金沢保守議員会 会派共用費		5,105	
13	1	5	7	乗用車リース料金 4月分			30,000
15	1	5	8	金沢保守議員会 会派共用費		15,000	
19	1	5	23	デジタルコピー機(カウント料)			798
24	1	5	31	携帯電話通話料金 4月分			4,188
25	1	5	31	乗用車リース料金 5月分			30,000
28	1	6	3	自動車ガソリン代 4月分			6,101
32	1	6	24	デジタルコピー機(カウント料)			919
38	1	7	1	乗用車リース料金 6月分			30,000
39	1	7	1	携帯電話通話料金 5月分			4,174
41	1	7	2	自動車ガソリン代 5月分			5,588
42	1	7	3	デジタル複合機リース料			8,951
46	1	7	10	金沢保守議員会 会派共用費		15,000	
47	1	7	23	デジタルコピー機(カウント料)			3,794

議員氏名: 澤 飯 英 樹

令和 元 年度

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 会派共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
52	1	7	31	携帯電話通話料金 6月分			4,174
53	1	7	31	乗用車リース料金 7月分			30,000
54	1	8	2	自動車ガソリン代 6月分			4,583
57	1	8	5	デジタル複合機リース料			4,490
62	1	8	23	デジタルコピー機(カウント料)			908
68	1	9	2	乗用車リース料金 8月分			30,000
69	1	9	2	携帯電話通話料金 7月分			4,196
71	1	9	2	自動車ガソリン代 7月分			7,179
72	1	9	3	デジタル複合機リース料			4,490
77	1	9	24	デジタルコピー機(カウント料)			908
82	1	9	30	携帯電話通話料金 8月分			3,554
83	1	9	30	乗用車リース料金 8月分			30,000
86	1	10	2	自動車ガソリン代 8月分			3,906
88	1	10	3	デジタル複合機リース料			4,490
92	1	10	11	会派共用費10~12月分		20,000	
93	1	10	23	デジタルコピー機(カウント料)			994

令和元年度

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 会費共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
99	1	10	31	乗用車リース料金 10月分			30,000
100	1	10	31	携帯電話通話料金 9月分			3,548
102	1	11	5	自動車ガソリン代 9月分			6,021
104	1	11	5	デジタル複合機リース料			4,490
107	1	11	25	デジタルコピー機(カウント料)			1,044
112	1	12	2	携帯電話通話料金 10月分			3,508
113	1	12	2	乗用車リース料金 11月分			30,000
115	1	12	2	自動車ガソリン代 10月分			5,084
116	1	12	3	デジタル複合機リース料			4,490
119	1	12	23	デジタルコピー機(カウント料)			925
126	2	1	6	携帯電話通話料金 11月分			3,490
127	2	1	6	自動車ガソリン代 11月分			6,292
129	2	1	6	デジタル複合機リース料			4,490
130	2	1	6	乗用車リース料金 12月分			30,000
135	2	1	8	会費共用費振替払い 8月~3月分		15,000	
137	2	1	23	デジタルコピー機(カウント料)			2,931
143	2	1	31	乗用車リース料金 1月分			30,000

令和元年度

領収書 番号	支払年月			活動(使途)内容	収入	① 会費共 用費	② 共通経 費
	年	月	日				
144	2	1	31	携帯電話通話料金 12月分			3,778
146	2	2	3	デジタル複合機リース料			4,490
148	2	2	3	自動車ガソリン代 12月分			5,921
154	2	2	25	デジタルコピー機(カウント料)			4,035
163	2	3	2	自動車ガソリン代 1月分			5,325
164	2	3	2	乗用車リース料金 2月分			30,000
165	2	3	2	携帯電話通話料金 1月分			3,166
167	2	3	3	デジタル複合機リース料			4,490
170	2	3	23	デジタルコピー機(カウント料)			925
174	2	3	31	携帯電話通話料金 2月分			4,004
175	2	3	31	乗用車リース料金 3月分			30,000
176	2			未払い金 自動車ガソリン代 2月分			5,262
179	2			未払い金 デジタルコピー機(カウント料)			925
181	2			未払い金 携帯電話通話料金 3月分			3,581
182	2			未払い金 自動車ガソリン代 3月分			5,092
183	2			未払い金 デジタルコピー機(カウント料)			378
						70,105	536,099

これは正本である。

令和4年2月18日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

